

第16回国選弁護シンポジウム

# 横にはいつも弁護人

## ～取調べの立会い・逮捕からの国選弁護

### 【 プログラム 】

日時 2024年11月1日（金）午後1時～午後5時

場所 金沢東急ホテル5階「ボールルームBC」

主催 日本弁護士連合会 共催 中部弁護士会連合会 金沢弁護士会

<総合司会> 早川 潤、 藤田 真衣（金沢弁護士会）

開会挨拶 渕上 玲子（日本弁護士連合会会長）

シンポジウム問題提起 高見 健次郎（第16回国選弁護シンポジウム実行委員会事務局長）

#### 【第1部】弁護人の取調べへの立会い

##### 1 取調べ室で何が起きているのか～立会いの必要性～

進行：工藤 杏平（第一東京弁護士会）

島田 順司氏（大川原化工機株式会社）

##### 2 取調べ立会いの目的

古田 宜行（愛知県弁護士会）

##### 3 取調べ立会い・準立会い実践報告

統計資料の報告：亀舎 大悟（広島弁護士会）

事例報告：櫻井 義也（愛知県弁護士会）、林 順敬（札幌弁護士会）

##### 4 パネルディスカッション「取調べへの立会い」

コーディネーター： 中村 安里（金沢弁護士会）

パネリスト：

島田 順司氏（大川原化工機株式会社）

林 順敬（札幌弁護士会）

元依頼者

市川 耕士（高知弁護士会）

##### 5まとめ

川上 有（札幌弁護士会）

－休憩（10分間）－

## 【第2部】逮捕段階の国選弁護制度

### 1 国選付添に関する報告

土橋 央征（大阪弁護士会）

### 2 逮捕段階の国選弁護制度に関する報告

①逮捕段階の国選弁護制度に関するビデオ上映

②パネルディスカッション

コーディネーター： 岩井 羊一（愛知県弁護士会）

パネリスト：

高見 健次郎（金沢弁護士会）

長沼 正敏（埼玉弁護士会）

西 愛礼（大阪弁護士会）

開原 早紀（第二東京弁護士会）

### 3 国選報酬に関する取組報告

下井 良基（三重弁護士会）

シンポジウム総括・閉会挨拶 奥村 回（第16回国選弁護シンポジウム実行委員会委員長、金沢弁護士会）

第16回国選弁護シンポジウム  
横にはいつも弁護人～取調べの立会い・逮捕からの国選弁護

## 当日配布資料

番号	内 容	ページ
1	当事者の声 「大川原化工機事件」当事者(島田順司さん)からのメッセージ (工藤杏平)	1
2	取調べ立会いの目的 (古田宜行)	6
3	統計資料の報告 (亀舎大悟)	11
4	障害のある被疑者の立会い実践例報告 (櫻井義也)	13
5	取調べ準立会い事例報告 (林順敬)	22
6	パネルディスカッションの進行 (中村安里)	32
7	取調べへの弁護人立会い～法制化を目指して～ (日本弁護士連合会)	34
8	パネルディスカッション 事例集 (長沼正敏・開原早紀)	36
9	勾留請求却下率 (長沼正敏)	38
10	国選弁護報酬に関する報告 (下井良基)	39

# 当事者の声

「大川原化工機事件」当事者（島田順司さん）からのメッセージ

第一東京弁護士会  
工 藤 杏 平

## 事件の概要と経過

# 1. 「大川原化工機事件」とは

---

## ◆大川原化工機株式会社

- ・「噴霧乾燥器（液体を微粒化→乾燥→粉体にする機械）」を製造・開発・販売する会社
- ・アジア、ヨーロッパ、アメリカなどに数多く輸出

## ◆外国為替及び外国貿易法（外為法）

- ・「噴霧乾燥器」は技術応用すれば生物兵器等を製造可能
- ・2013年10月、貨物等省令が改正され、輸出に際して経済産業省の許可が必要
- ・輸出規制の対象となる「噴霧乾燥器」  
⇒「定置した状態で内部の滅菌または殺菌できるもの」などの要件

3

# 1. 「大川原化工機事件」とは

---

## ◆2020年3月

大川原化工機が、経済産業省の許可なく「噴霧乾燥器」2台を中国や韓国に輸出した行為が外為法違反であるとして、大川原社長、島田さん（当時取締役）、相嶋さん（当時顧問）の3人が逮捕・起訴

## 2. 島田さんについて

---

- ◆ 大川原化工機の取締役（当時）  
「噴霧乾燥器」の輸出責任者を担当
- ◆ 2018年12月～2020年2月（逮捕前）  
1回当たり3～4時間の取調べを39回

5

## 3. 刑事事件について

---

- ◆ 2020年3月31日 3名を外為法違反で起訴
- 5月～6月 3名を再逮捕・追起訴
- 11月 相嶋さんの勾留執行停止
- ◆ 2021年2月 相嶋さんが死去  
大川原社長、島田さんの保釈許可  
(逮捕から約11か月後)
- 7月 檢察官が公訴の取消し申立て  
公訴棄却の決定により裁判終結

## 4. 民事事件（国家賠償請求）について

- ◆ 2021年9月 国および東京都に対して国家賠償請求訴訟を提起
- ◆ 2023年12月 警察官による逮捕および取調べ、検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定し、国と東京都に対して賠償を命じる判決
- ◆ 2024年1月 双方が控訴（控訴審係属中）

7

逮捕前の取調べ

# **逮捕後の取調べ**

9

# **「立会い」について**

# 取調べ立会いの目的

愛知県弁護士会 古田宜行

1

## 取調べ立会いの目的

### 立会いの目的

- ・一言で表現するならば、**供述の自由**の確保。
- ・供述の自由とは？
  - ①**供述しない**自由（黙秘権）
  - ②**供述する内容を歪められない**自由（供述者の記憶、真意に基づき供述し、録取者によってその内容を変更されない自由）

# 取調べ立会いの目的

## 供述しない自由（黙秘権）の確保

- ・今日の捜査弁護の基本として、**黙秘原則**が挙げられる。
- ・取調べの録音録画によって、黙秘権侵害の取調べは減った。
- ・しかし、未だ取調べが録音録画される事件は一部に限られている。
- ・録音録画されていない場合、違法な取調べの危険に変わりはない。  
ex)三重県警鳥羽署事件、大川原化工機事件
- ・録音録画されていても、違法な取調べが横行している。  
ex)プレサンス事件、江口事件

3

## 取調べ立会いの目的

- ・可視化だけでは違法な取調べを全面的に抑止、排除できない。
- ・立会いは、捜査機関にとっては**監視、抑止の装置**として機能する。
- ・依頼者にとっては、**弁護人の援助を受ける機会を常に保障し、その精神状態の安定**に資する。

→供述しない自由（黙秘権）確保のため、立会いが必要であり、有効である。

# 取調べ立会いの目的

## 供述する内容を歪められない自由の確保

- ・基本はあくまで黙秘だが、**黙秘を解除して供述する場合**もあり得る。
- ・供述するからには、
  - ①供述者の**記憶、真意に基づく供述**の機会が保障され、
  - ②その内容が聴取者（取調官）に**正しく伝達、理解**され、
  - ③供述調書の作成にも応じる場合には**正しく表現、記載**されなければならない。

※これらが保障されていないことが、黙秘をするべき理由でもある。

5

# 取調べ立会いの目的

- ・立会いは、依頼者にとっては、**弁護人の援助を受ける機会を常に保障し、その精神状態の安定**に資する。
  - ・弁護人にとっては、**依頼者に対し援助を提供する機会を常に保障し、依頼者の記憶違い、言い間違い、取調官の勘違い、不当な要約等、依頼者の記憶、真意とは異なる供述が録取される事態を即時的に解消**できる。
- 供述する内容を歪められない自由確保のため、立会いが必要であり、有効である。

# 取調べ立会いの目的

## まとめ

- ・供述の自由の確保は、「真相解明を妨げる」ものではなく、「正しい裁判を担保する」ために、必要不可欠である。
- ・供述の自由の中心は、やはり黙秘権である。  
※自白強要は、「正しい裁判」を歪める典型。
- ・立会いを前提にしても、捜査弁護の基本が黙秘原則であることには変わりがない。  
※黙秘を堅持するために立ち会うのが本則であり（取調べを拒否することも検討するべきである）、立ち会うからには黙秘を解除するとか、黙秘をするからには立ち会う必要がないとかではない。

7

# 取調べ立会いの目的

- ・他方で、（一部）供述を選択する場合もあり得、そのような場合には、供述する内容を歪められない（+いつでも黙秘に転じる）ために、立会いが必要かつ有効である。

# 取調べ立会いの目的

## しかし実態は…

- ・ 捜査機関は、頑なに立会いを認めない。
- ・ 警察庁の令和3年5月24日付け「指導連絡」  
「取調べにおける弁護人の立会いについては、その必要性と捜査への影響等を総合的に勘案しつつ慎重に検討する必要があることから、警察署に対して、弁護人等から立会いの申出等があった場合には、警察署独自で判断させることなく、警察本部への報告を求め、組織的に対応するよう徹底されたい」  
→北海道警では同年12月に立会いを一律認めないよう指示する通達が発せられていた（判明後撤回）など、「組織的に」認めない対応をとっている。
- ・ もっとも、数は少ないが、立会いが実現した例もある。  
→**実践の継続、事例の共有が重要**である。

# 統計資料の報告

広島弁護士会  
亀 舎 大 悟

立会い申入れ報告件数	立会い実現件数						
	警察			検察			
	総数	うち在宅事件	うち身体拘束事件	総数	うち在宅事件	うち身体拘束事件	
総数	137	12	12	0	0	0	0
うち 2023年以降 (注4)	65	3	3	0	0	0	0

- ※1 2022年12月～2024年9月5日の回答分。2022年11月以前の事例も含まれている。
- ※2 被疑者取調べから参考人取調べに切り替えられた可能性のある事例が含まれている。
- ※3 「警察」には厚生労働省地方厚生局麻薬取締部などが含まれている。
- ※4 表の下段は、令和3年（2021年）5月に発出された「警察庁指導連絡」（弁護人から立会いの申出があった場合、警察署独自で判断させることなく、警察本部への報告を求め、組織的に対応するよう徹底されたいとの趣旨の文書）が全国の都道府県警察に浸透したと思われる令和5年（2023年）以降の件数を取り上げている。

## 立会い実現事例の分析

- ・少年事件（←少年警察活動規則）
- ・精神障害者の事件（←犯罪捜査規範、障害者差別解消法）
- ・参考人取調べに切り替えられたと思われる事件
- ・捜査機関にとって立会いのメリットが考えられる事件  
(外国人で立会いへの権利意識が高い、弁護人が供述書を作成して持参 e t c )

↓

令和3年（2021年）5月の「警察庁指導連絡」が

全国の都道府県警察に浸透したと思われる

令和5年（2023年）以降は

立会いへの消極的姿勢がさらに強くなっている

# 障害のある被疑者の 立会い実践例報告

愛知県弁護士会 櫻井義也

## 事案の概要

インターネット上で知り合った未成年者とビデオ通話するなどした際、入浴中や自慰行為を撮影した状態で行わせ、これを動画や画像として保存した(児童ポルノ法違反)

- ・被疑者に「児童」の認識あり(押収済携帯のメッセージのやり取りからも明らか)

# 被疑者について

- ・30代男性、前科なし
- ・パニック障害、不安障害（精神保健福祉手帳3級）、軽度知的障害あり

## 事案の経過

- ・自宅にて捜索差押え（携帯電話、パソコン）
- ・その後、本人から相談を受け、私選受任

### ※愛知県弁護士会特定在宅被疑者援助制度を利用

=障害者・高齢者・少年・弁護人の活動により釈放された者について、経済的理由により弁護士報酬等の支払が困難な者の弁護士費用援助制度

# 事案の経過

弁選・合理的配慮依頼書(立会い要求含む)送付



警察から電話連絡

=立会い拒否

→再検討要求

→後日、立会いを認めるとの回答

## 合理的配慮依頼書の内容

1 被疑者には精神障害(…(略)…)があります。

被疑者は、捜査に素直に協力する意向ですが、障害により、今後の取調べ等に対する強い不安感を訴えています。

2 つきましては、下記の合理的配慮を行って下さい(障害者差別解消法7条2項参照)。

# 合理的配慮依頼書の内容

## 記

- ①被疑者への直接連絡は行わず、今後すべての連絡は弁護人を介してください。
- ②取調べは、警察署ではなく、被疑者自宅等の被疑者の緊張感が和らぐ場所で行ってください。
- ③今後行われる被疑者の取調べは、弁護人を同席させた上で行ってください。
- ④取調べにあたっては、長時間の取調べを避ける、休憩時間を長く取るなどし、発問方法に留意し(誘導しない等)、取調官の態度(高圧的・威圧的态度を避ける)にも十分配慮をしてください。

## 立会いの交渉

### <当初の警察官の回答>

- ・態度に気をつける等の合理的配慮はきちんと行うため、取調べ室外での待機に留めてほしい
- ・未成年者を被害者とする事案であり画像の提示などの必要もありプライバシーの問題もある

↓

### <弁護人の主張>

- ・合理的配慮は義務でありその不提供は違法である。実際に強い不安感等から取調室に一人で入ることも不可能である
- ・守秘義務がありプライバシーは問題とならない
- ・犯罪捜査規範にも立会いを前提とする規定がある

# 障がい者差別解消法について

## 7条2項

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

Cf.8条2項は事業者(=弁護人)に対しても同様の義務(R6.4~)

→立会い要求ないし立会いは弁護人としての義務ともいえる

# 障がい者差別解消法について

9条1項に基づき、検察庁、警察庁は、それぞれ職員の「対応要領」を定めている

↓

合理的配慮の具体例として、

- ・比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する
- ・非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報管理にかかる担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助するものの同席を認める

などの例が記載

# 立会いの実施状況

立ち会った取調べ 3回

合計 約10時間 + 移動時間12時間(県外のため)

# 立会いの実施状況

【1回目】 14:00~18:55@警察署取調室

- ・取調べ前、所持品検査、携帯の電源を切って机の上の箱に入れる(弁護人は求められず)
- ・身上、被疑事実について適宜証拠を提示しながら質問し、本人回答
- ・弁護人は本人の横の少し机から離れたところに座り、警察から提示される証拠も一緒に眺めながら適宜メモを取る
- ・30分ごとに休憩することを申し入れ、了解
- ・調書作成に至らず、次回予定を調整して終了

# 立会いの実施状況

【2回目】 14:00~17:45@警察署取調室

- ・取調室内で本人の写真撮影実施
- ・前回に引き続きの質問、本人回答
- ・指紋・DNA採取したい旨の話  
→弁護人から、本人意思を確認の上、拒否回答→警察官「わかりました」
- ・身上調書1通作成(立会人として弁護人も署名)  
※弁護人から内容について一部異議を述べ、調書訂正

# 立会いの実施状況

【3回目】 9:35~11:50@警察署取調室

- ・調書2通作成(犯行に至る経緯、犯行状況) 弁護人立会人として署名  
→弁護人から、本人の表現と違う点等について数点口出し→調書訂正
- ・警察官から、これで警察官調べは終了予定との話
- ・取調終了後、画像を任意に消去した上で携帯が還付されることになり、消去

# その後の経過

検察官による追加取調べ不要、不起訴相当との意見書送付



不起訴処分

## 立会い実現の理由

本件は障害を理由とする合理的配慮の提供根拠とした実現例

= 障害があれば立会いを認められるわけではなく、障害の内容・程度から合理的配慮として必要であると認められることが必要



逆に、その内容・程度から、合理的配慮として立会いが必要と認められるのであれば、認めないことは「違法」であることから、こちらが引く理由はない

# 立会いの効果等について

- ・本人から「最初の捜索の時と警察の態度が全然違ったのでありがたかった」との話  
→弁護人から見ても、取調態度や質問方法に相当注意しているという印象
- ・弁護人の指摘により、調書の不利益な記載の表現の改めや有利な事実の記載が行われた  
→「弁護人が立ち会っている場ですら」、事実のとおり記載しない態度

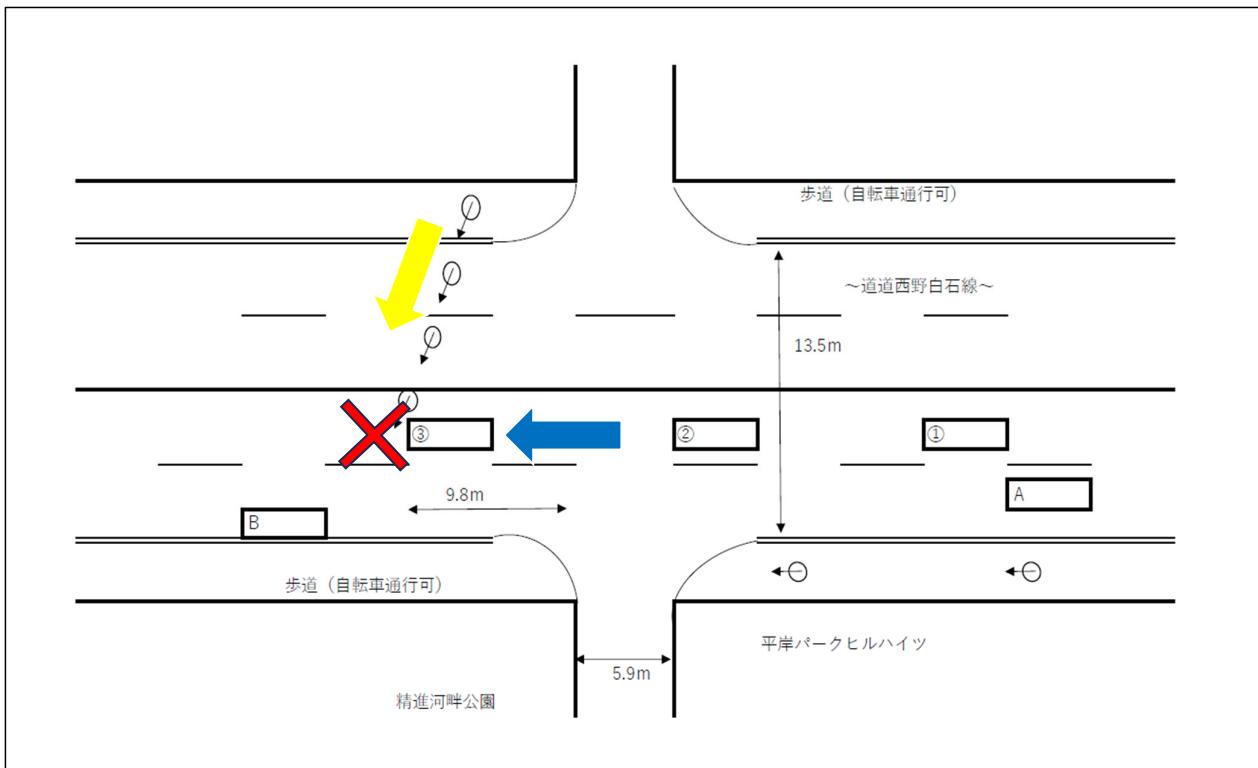
# 取調べ準備会い事例報告

2024年11月1日  
弁護士 林 順敬  
(札幌弁護士会)

## 事案の概要（起訴状から）

- ・依頼者は76歳（当時）の女性
- ・令和3年11月10日午後4時43分ころ
- ・片側2車線、制限速度40kmの道道の内側車線を走行
- ・進路前方を右側から左側に向かい横断してきた8歳男児が運転する自転車と衝突
- ・男児は転倒し、高次脳機能障害等の後遺障害を伴うびまん性軸索損傷等の傷害を負った

# 事案の概要



## 受任

- 事件から数日後、先輩の弁護士から紹介
  - ・ 被害者と示談して不起訴を
- 依頼者と面談
  - ・ 自家用車をタイヤ交換に出して代車で帰宅途中の事故
  - ・ 気がついたら目の前に自転車がいた
  - ・ 運転していた代車にはドラレコなし
  - ・ 現場検証で自転車は見えなかつたと答えると、「目が悪いのか」と言われた
  - ・ 警察署で事情聴取が終わった後、「心配しなくていいよ」

# 受任直後

## ●取調べ対応方針

- ・依頼者の言い分どおり供述
- ・立会いを申入れる

## ●弁護人選任届と立会い申入書を豊平署に送付

- ・書式は研修で配付されたものをアレンジ

## ●令和3年11月17日午後5時ころ、現場を走行

- ・事故から1週間後、同じ曜日の同じ時間帯
- ・現場の状況、対向車線の交通量

### 取調べへの立会申入書

令和3年11月18日

札幌方面豊平警察署担当取調官 殿

札幌地方検察庁検察官 殿

弁護人 林 順 敬



被疑者 [REDACTED] に対する 過失運転致傷 被疑事件について、以下の通り申し入れます。

#### 第1 申入れの趣旨

- 上記被疑者に対して今後実施される取調べについて、弁護人は上記被疑者が検査機関まで出頭させておらず、如何なる見解にたっても、取調室への出頭・滞留義務（いわゆる取調べ受忍義務）を負わないことは当然です。これは確立した刑事訴訟法理論です。
- 弁護人が上記被疑者を出頭させ、取調べに立ち会うため、取調べの日時等について、弁護人と調整するよう申し入れます。

#### 第2 申入れの理由

##### 1 上記被疑者の立場

上記被疑者は、現段階で身体拘束を受けておらず、如何なる見解にたっても、取調室への出頭・滞留義務（いわゆる取調べ受忍義務）を負わないことは当然です。これは確立した刑事訴訟法理論です。

本来、取調べを受けるか否かも自由に決定することのできる被疑者が、あえて取調べを受けるのであれば、その取調べに弁護人を同席させることができることも当然です。現に上記被疑者は、取調べに対する弁護人立会いを強く求めております。

これは以下で述べる法的根拠に基づく正当な要求です。

#### 2 立会いの根拠

憲法は、被疑者及び被告人に弁護人の援助を受ける権利を保障しています（憲法第37条第3項）。被疑者と検査機関との間には、極めて大きな力の差が存在するところ、被疑者が弁護人の援助を最も必要とするのは、言うまでもなく、貴殿ら検査官と被疑者が直接対峙し、供述を求められる取調べの場面です。

当該取調べにおいて、個人の尊厳を守り、虚偽自白の強要を防止するためには、黙秘権（憲法第38条第1項）を実質的に保障し、何ら強要や誘導を受けることなく、自由に供述し、または黙秘権行使できる状況を確保することが何より重要です。

そのためには、弁護人が取調べに立ち会い、被疑者に対して黙秘権を侵害するような違法・不当な取調べが行われていないかを直接チェックする必要があります。また、被疑者の求めに応じて即座に接見を行い、被疑者に対してアドバイスを行う必要があります、そのためにも弁護人が取調べに立ち会い、被疑者の要望に即座に応じるようにしておかなければなりません。

被疑者が立会いを求めている以上、これを拒否することは、弁護人の援助を受ける権利及び黙秘権を不適に制限することに他なりません。この点、刑事訴訟法上、弁護人の取調べへの立会いを否定する規定は存在しません。むしろ、弁護人の取調べへの立会いは、憲法が保障する弁護人の援助を受ける権利及び黙秘権から導かれるものであり、犯罪検査規範には、弁護人の取調べへの立会いを前提とする規定も存在するところです（第180条第2項）。

#### 3 上記被疑者及び弁護人の意向

上記被疑者は、本件被疑事件の検査に誠意を持って対応したいと考えておりますが、被疑者自身突然の出来事に大変動揺して眠れない日々を過ご



## 取調べ準備会い①

- 令和4年3月9日午後2時～午後5時、豊平署
- 「取調室には入れないことは決まっている」（旧通達？）
- 1階のロビーで待機
- 30分に一度休憩、弁護士と相談したいと言ったら休憩、調書作成したら署名押印前に休憩
- 概ね30分以内に休憩
- 気がついたら自転車が目の前に現れた⇒「そんなことがあるわけがない」「前しか見てなかったのか」「免許を持ってるなら右も左も注意しながら運転するものだ」

## 取調べ準備会い①

- 事件当日に「遠くを見ていたので自転車に気がつくのが遅れた」「今回の事故で私が悪いということは分かった」という趣旨の調書を作成していたことが判明  
⇒事故当日のことは気が動転していて覚えてない
- 当日作成した調書の最後に「私のしたことは過失運転致傷という罪になることはわかりました」との記載があると  
⇒削除させた
- 取調べ終了後、送検すると

## 取調べ準備会い②

- 令和4年5月20日午後1時30分～午後5時、札幌地検
- 9階の受付待合室で待機
- 30分に一度休憩、弁護士と相談したいと言ったら休憩、調書作成したら署名押印前に休憩
- 最初の休憩で…「どうやら私が悪いようです」
- 何度もドラレコの映像を見せられて、「ここに自転車が映っている」「そこからぶつかるまで3秒ある」
- 問題は事故当日に気付いたかだと、依頼者を説得
- 担当検事を呼び出して抗議、ドラレコ映像を弁護人にも見せるよう申し入れたが拒絶

# 取調べ準備会い②

- 取調べ再開から 1 時間近く経っても休憩に出てこない  
⇒9階の受付から検事に電話してもらう  
⇒再度、9階の受付から電話したら、切られたと  
⇒携帯から検察庁に電話し、取調べ検事室へ  
⇒今終わったところで、そちらに向かってます
- 依頼者は、自分の話したとおりと、調書の内容に満足した様子
- 不起訴の可能性が高いという印象…

## 公判

- 令和4年7月14日、過失運転致傷罪で在宅起訴
- 第1回公判で無罪主張
- 検察官請求証拠の柱は、①事故当日の実況見分調書、  
②後続車のドラレコ映像、③事故当日の依頼者の警察  
官面前調書  
⇒①②は同意、③は不同意
- ②のドラレコ映像を見た感想
- 弁護人からドラレコ搭載車の運転手、側道を自転車で  
走行していた目撃者を証人請求  
⇒検察官から必要性なしとの意見が出たが、後日、  
必要性を補充して採用

# 公判

- ・第3回公判で被告人質問終了後、裁判長が検察官に対し、**ドラレコを解析した証拠**の提出を促す
- ・第4回公判で、検察官が追加の証拠を請求  
弁護人：不同意、必要性・関連性なし  
検察官：321条3項による請求  
弁護人：成立の真正を争う  
裁判長：本当に争うんですか？  
弁護人：休廷を求める
- ・再開後、こちらの意見をもとに修正したものを再度提出することに

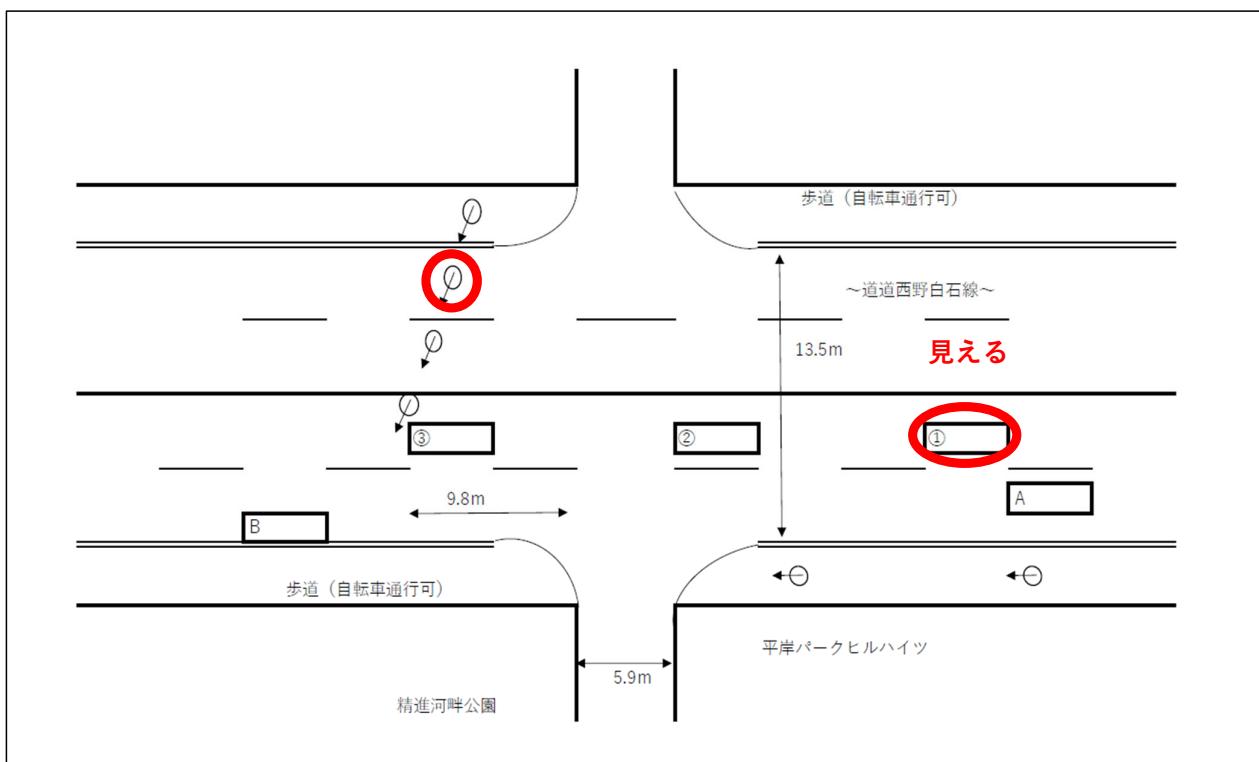
# 公判

- ・第6回公判で、目撃者の尋問
- ・尋問終了後、**検察官が③の依頼者の警察官面前調書を322条1項で請求**  
弁護人：事故当日の取調べの内容も含めて被告人質問で明らかになったので必要性なし  
裁判長：提示命令で内容を確認後、必要性なしとして却下  
検察官：異議  
裁判長：異議を棄却

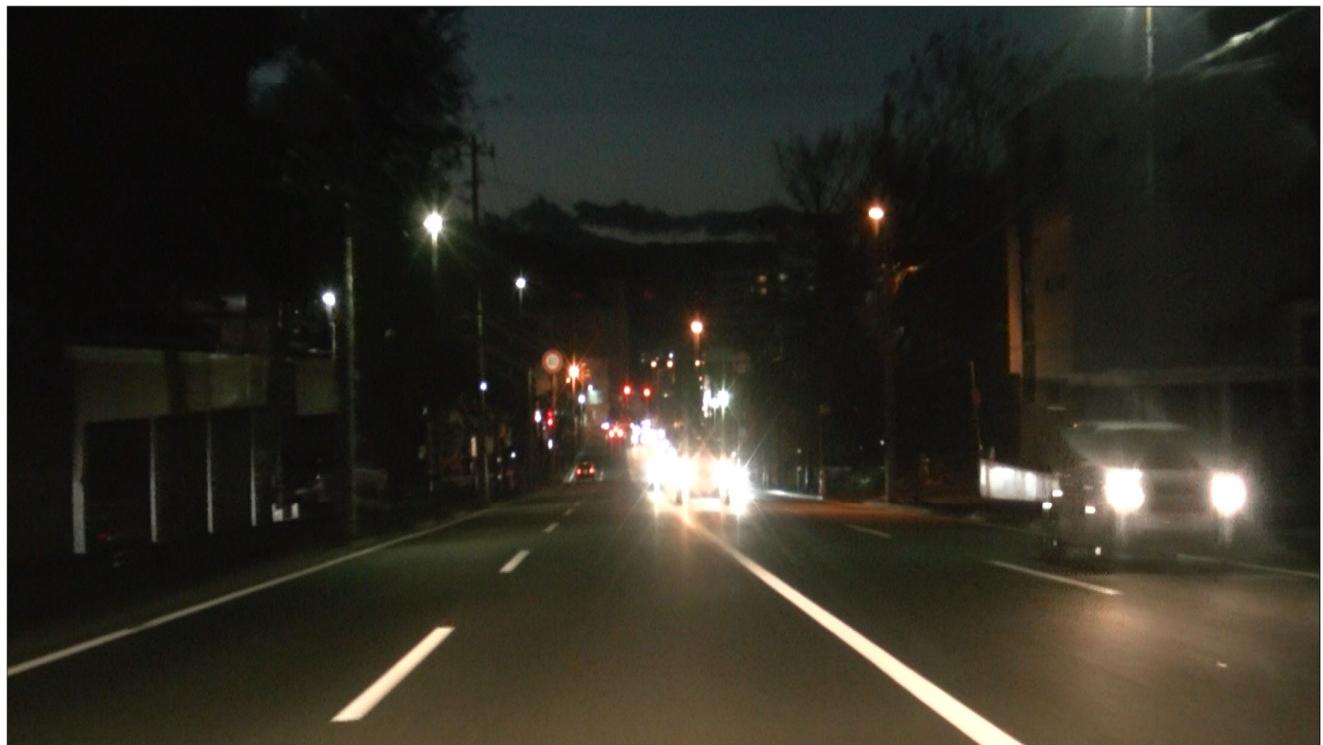
# 公判

- ・第7回公判で、論告・弁論
- ・論告：事件当日の実況見分をもとに、自転車が横断を開始した時点で被告人は自転車に気付くことができたこと、気付いた時点で直ちに制動措置を講じていれば衝突を回避できたとして、禁錮1年を求刑
- ・弁論：停車中の車から仮想被害者がいると知らされて実施されたテストで「見えた」としても、時速40キロで走行していた依頼者が事故前に視認できたかは甚だ疑問⇒「神の視点」ではなく「運転者の視点」から予見可能性、結果回避可能性を判断すべき
- ・依頼者：「これで有罪なら仕方ない」

## 神の視点



# 運転者の視点



## 公判

- 第8回公判で、無罪
- 檢察官控訴なく、確定

# 感想

- 準立会いでも対応次第で十分な効果あり  
⇒ もっとも弁護人選任前の取調べの危険性
- 刑訴法322条1項
  - ・ 本件も検察官が事故当日の依頼者の警察官面前調書を322条1項で請求
  - ・ この規定があるから、必死で自白を探ろうとする
  - ・ 弁護人が不同意意見を述べれば請求できない（韓国）とすれば、必死で自白を探ることはなくなる

## パネルディスカッションの進行

### 【パネリスト】

島田 順司 様 (大川原化工機事件当事者)  
A 様 (準立会い実現事例当事者)  
市川 耕士 会員 (高知弁護士会)  
林 順敬 会員 (札幌弁護士会)

### 【コーディネーター】

中村 安里 会員 (金沢弁護士会)

#### 1 取調べの現状

(メモ)

#### 2 なぜ違法・不当な取調べが行われるのか

(メモ)

**3 取調べ立会いが実務に与えるインパクトと期待  
(メモ)**

**4 取調べ立会い実現への課題  
(メモ)**

**5 今後の取組みへの期待  
(メモ)**

# 取調べへの弁護人立会い

## – 法制化を目指して –

現在の取調べは…



取調べに  
弁護人が立ち会えば…



密室での人質司法

捜査機関と被疑者に  
支配関係が生じてしまう

- ◆ 犯罪の嫌疑を認めさせ、捜査機関の見立てに沿った供述を得るために、取調べは威圧的になり、利益誘導も行われる
- ◆ 黙秘権を使用しても、取調べは中断や終了はされない
- ◆ 黙秘権行使を助言する弁護人を批判し、信頼関係を破壊する
- ◆ 逮捕によって社会から隔絶され、いつしか「支配－被支配」の構造が生まれ、被疑者は目の前の取調べ官に迎合する

事実と異なる  
供述を生み  
**えん罪**を  
引き起こす

違法・不当な取調べを抑止

捜査機関と被疑者が  
対等に近づく

- ◆ 弁護人の存在により、取調べの強制性が緩和する
- ◆ 違法・不当な捜査機関の言動に、弁護人が意見を述べることで、取調べの適正化がなされる
- ◆ その結果、黙秘権の行使が容易になる
- ◆ 黙秘権を使用しない場合でも、供述の自由が確保される
- ◆ 弁護人の援助を受けることで、取調べにおける自己の権利を守ることができる



事実と異なる  
供述をするリスクが  
圧倒的に低くなる

# 取調べへの弁護人立会いQ & A

Q 現在、弁護人立会いはできないのでしょうか。  
黙秘権は必要なのでしょうか。

● 刑事訴訟法等に、弁護人立会いを禁止する条文はありません。

● 国連自由権規約委員会からの質問に、日本政府は次のように答えています。

「被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、取調べを行う検察官や警察官が、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮し、事案に応じて適切に判断すべきもの」（2020年4月 第7回政府報告に関する事前質問票への回答より）

● しかし、ほぼ全ての取調べで、弁護人立会いが認められないのが現状です。

● このような状況を打破するためには、取調べへの弁護人立会いを法制化する必要があります。

● 無理に犯罪を認めさせるために、捜査機関が、被疑者に精神的・身体的「拷問」を繰り返してきた歴史を踏まえ、憲法では黙秘権を保障しています。

Q 当事者となった方々も弁護人立会いは必要だと言っていますか。

● 多くの方が弁護人立会いの重要性を主張されています。

「取調べというのは、リングにアマチュアのボクサーとプロのボクサーが上がって試合をする、レフェリーもいないしセコンドも付いていないというふうな思いがいたしました。（略）せめてセコンドが付いていただけるということだけでも、随分またもな形になるのではないかというふうに思いますので、弁護人の立会いは大変重要なと思います。」

厚労省元局長事件・村木厚子氏

（「検察の在り方検討会議」第6回会議議事録30頁より）

Q 取調べの録音・録画だけでは不十分なのでしょうか。

● 現在、取調べの録音・録画が行われる対象事件は、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件という一部にとどまっています。

● プレサンスえん罪事件<sup>(注2)</sup>では、取調べの録音・録画が行われていたにもかかわらず、大阪地検特捜部の検事は、取調べで次のとおり発言していました。

「検察なめんなよ。命賭けてるんだよ、俺たちは。あなたたちみたいに金を賭けてるんじゃねえんだ。かけてる天秤の重さが違うんだ、こっちは。金なんかよりも大事な命と人の人生を天秤に賭けてこっちは仕事をしてるんだよ。なめるんじゃねえよ。」

● 取調べの適正化や被疑者の黙秘権・供述の自由を守るために、取調べの録音・録画だけでは十分ではないことは、明らかです。

（注2）

2021年10月28日、大阪地裁がプレサンス社の元代表取締役に対し、業務上横領事件につき無罪判決を言い渡したえん罪事件。

Q 海外では取調べに弁護人は立ち会えるのでしょうか。

● 以下の国及び地域では、弁護人の援助を受ける権利を根拠として、弁護人を取り調べに立ち会わせる権利を認めています。

日本の刑事司法制度は、国際的水準に達していません。

【欧米】 アメリカ・イギリス・ベルギー  
オランダ・フランス・ドイツ

【アジア】 韓国・台湾（当連合会調べ）

## 困難事例（第二東京 開原さん）

### 事案の概要（住居侵入、強盗致傷被疑事件）

SNSを経由して氏名不詳者と連絡をとり、闇バイトに申し込み、数日後に一軒家を狙った強盗事件に参加したという事案

### 初回接見（国選）

逮捕から2日後

「申し込み時点では強盗とは思っていなかった」

### 問題点

住居侵入、強盗致傷で起訴

初回接見前の検面調書「申し込み時点で強盗かなと思いました」

被告人反対質問で検察官が供述調書の記載を指摘

⇒被告人質問でなぜこのような供述調書が作成されたのか説明

依頼者「供述調書の重要性は知らなかった」

録音録画記録などで取調べの記憶喚起を行った

## 困難事例（埼玉 長沼さん）

### 事案の概要（不同意わいせつ被疑事件）

深夜の公園脇歩道上を自転車で走行中、前方を歩行中の女性を追いぬきざまに転倒する素振り 着衣の上から女性の左胸・左臀部を触った

### 初回接見（国選）

逮捕から2日後、国選弁護人として選任され接見

段差に自転車の前輪タイヤがひっかかり転倒し、転倒の際に、右手甲が女性の左肩に触れたかもしれない。胸は触っていないと供述

### 問題点

逮捕日の員面調書、送検日の検面調書で、「ムラムラして触った」と供述調書が作成されていた ← 勾留理由開示申立の意見陳述で弾劾

# 成功事例（第二東京 開原さん）

## 事案の概要（強盗傷人被疑事件）

共犯者らが大麻の売人（被害者）を仲間にするために呼び出す場に同行したところ、共犯者らが現場で被害者に暴行を開始し、最終的には共犯者らと共に被害者の現金を強取  
その後共犯者らのみが被害者を連れて移動し、金品を強取しようとした事案

## 初回接見（当番弁護士）

逮捕当日  
「強盗しに行くとは思っていなかった」「自分は暴行していない」

## 弁護活動とその成果

強盗傷人で起訴  
共謀の成立時期 被告人が被害者に暴行をしたか 等が争点  
⇒初回接見から黙秘を指示 身上調書以外の供述調書は作成されず  
被告人がしたとされる暴行のうち一部は認定落ち

# 成功事例（埼玉 長沼さん）

## 事案の概要（傷害・恐喝未遂被疑事件）

被疑者の妻の不倫相手（被害者）に対する傷害・恐喝未遂

## 初回接見（私選）

逮捕日に接見。否認。10か月前の出来事。代理人弁護士を選任し妻の不倫相手（被害者）への慰謝料請求をしたところ、相手も代理人弁護士を選任し傷害について反訴し、診断書等の書証を提出され、こちらも反論していることが判明

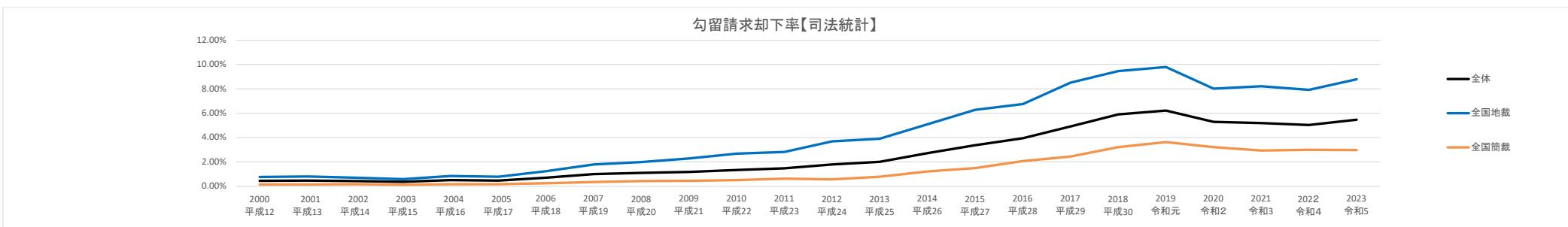
## 弁護活動とその成果

被疑者の代理人弁護士から民事訴訟資料を入手。裁判所に対し、民事裁判で主張立証がされており勾留してまで捜査を遂げる必要なし旨、意見。

勾留決定されたものの、準抗告は認容。

\* 準抗告審の裁判長 『逮捕状を出したの私。どんどん資料を出して欲しい』

勾留請求却下率【司法統計】



		2000 平成12	2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	2006 平成18	2007 平成19	2008 平成20	2009 平成21	2010 平成22	2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5
① 全 体	却下数	549	594	581	536	749	711	1039	1353	1436	1504	1648	1727	2141	2308	3127	3891	4394	5268	6169	6263	5104	4784	4487	5355
	請求数	122903	129209	138230	148869	151953	152431	148134	137217	130705	129296	123282	117829	119772	115791	115331	115879	111389	107261	104713	100377	96325	92320	89175	97787
	却下率 (却下数/請求数)	0.45%	0.46%	0.42%	0.36%	0.49%	0.47%	0.70%	0.99%	1.10%	1.16%	1.34%	1.47%	1.79%	1.99%	2.71%	3.36%	3.94%	4.91%	5.89%	6.23%	5.29%	5.18%	5.03%	5.47%
② 全国 地裁	却下数	455	503	468	433	621	578	843	1096	1119	1162	1264	1277	1734	1758	2264	2838	3025	3717	4248	4151	3349	3231	2927	3711
	請求数	60382	63839	67026	73867	74835	73750	68507	61606	56646	51061	47453	45265	47023	45026	44570	45279	44798	43675	44892	42330	41736	39310	36957	42247
	却下率 (却下数/請求数)	0.75%	0.79%	0.70%	0.59%	0.83%	0.78%	1.23%	1.78%	1.98%	2.28%	2.60%	2.82%	3.69%	3.90%	5.08%	6.27%	6.75%	8.51%	9.46%	9.81%	8.02%	8.21%	7.92%	8.78%
③ 全国 簡裁	却下数	94	91	113	103	128	133	196	257	317	342	384	450	407	550	863	1053	1369	1551	1921	2111	1755	1553	1560	1644
	請求数	62521	65370	71204	75002	77118	78681	79627	75611	74059	78235	75829	72564	72749	70765	70761	70600	66591	63586	59821	58047	54589	53010	52218	55540
	却下率 (却下数/請求数)	0.15%	0.14%	0.16%	0.14%	0.17%	0.17%	0.25%	0.34%	0.43%	0.44%	0.51%	0.62%	0.56%	0.78%	1.22%	1.49%	2.06%	2.44%	3.21%	3.63%	3.21%	2.92%	2.98%	2.96%
④	準抗告申立件数	2133	2176	2443	2423	2624	2876	3625	4213	4706	6461	7172	7608	9016	9438	9570	10323	10868	11166	13263	14643	15347	15154	13988	15053
⑤	準抗告認容件数	371	390	435	427	502	541	740	945	1005	1355	1327	1371	1577	1512	1775	2018	2115	2205	2541	2832	2906	2794	2534	2744
⑥	却下に占める 準抗告の割合	67.50%	65.65%	74.87%	79.66%	67.02%	76.09%	71.22%	69.84%	69.98%	90.09%	80.52%	79.38%	73.65%	65.51%	56.76%	51.86%	48.13%	41.85%	41.18%	45.22%	56.95%	58.40%	56.47%	51.24%
⑦	勾留裁判官却下件数	178	204	146	109	247	170	299	408	431	149	321	356	564	796	1352	1873	2279	3063	3628	3430	2197	1990	1953	2611

## 【出典等】

- ・①②③の各裁判所における「請求数」は、勾留状の発付総数のうち「請求によるもの」の数と「却下」の数の合計値である。(最高裁判所「司法統計年報」第15表 令状事件の結果区分及び令状の種類別既済人員—全裁判所及び全高等・地方・簡易裁判所)
- ・④最高裁判所「司法統計年報」第17表 刑事雑事件の種類別新受人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所の「準抗告」の数である。
- ・⑤最高裁判所「司法統計年報」第17表 刑事雑事件の種類別新受人員—全裁判所及び最高、全高等・地方・簡易裁判所の付表中「準抗告による原裁判又は原処分の取り消し・変更」の数である。
- ・④準抗告申立件数、⑤準抗告認容件数には、勾留請求却下に対する検察準抗告、勾留取消請求却下決定・勾留期間延長決定に対する準抗告、勾留期間延長却下に対する検察準抗告、保釈却下に対する準抗告、保釈許可に対する検察準抗告がある。
- ・⑥ ⑤準抗告認容件数を①の却下数で除した割合である(概算)。
- ・⑦ ①の却下数と⑤準抗告認容件数の差である(概算)。

# 国選弁護報酬

第 2 編 第 2 章 第 5 部

第 1 . 日 弁連の取り組み  
(これまで)

P.162～

# 1. はじめに (適正報酬)

P.162

適正報酬

=社会インフラである弁護人の職責に見合った報酬

⇒現行国選報酬は、低廉に過ぎる。

## 2. 日弁連の活動

P.163～164

## 3. 国選本部の活動

(1) 活動詳細 → 基調報告書（163頁以下）のとおり。

(2) 報酬算定(基準)に関する経緯

①過去=裁判所が報酬決定 → ②現在=法テラスが報酬算定

・移行時、基準を明確化（恣意排除）

・一方で、羈束化・硬直化が問題となる。

→報酬算定不合理に対して、約款（基準）を改正して対応

4.アンケート	P.164～168
5.報酬改善状況	P.170～173

アンケートを定期的に実施（会員への意見照会）

→会員（現場）の生の声《不満》を確認



報酬改善（重点取組課題、根拠資料）

支援制度（後述）など

4.アンケート
5.報酬改善状況

### ★アンケート結果→報酬改善の例

#### (1) 勾留延長取消に対する成果加算

従前：加算なし。

→勾留取消同様に加算へ（2018約款改正）

## 4.アンケート 5.報酬改善状況

### ★アンケート結果→報酬改善の例

#### (2) 示談（成果）加算

従前：割合方式（減算）の問題

→順次加算方式へ（2024約款改正）

<例> 被害者10名中3名と示談

$$\begin{array}{ccc} \text{従前)} & 14,400 \text{円} & \xrightarrow{\hspace{1cm}} \text{改正)} 36,000 \text{円} \\ (\text{¥}30,000 + 18,000) \times (3/10) & & \text{¥}30,000 + \text{¥}3,000 \times (3-1) \end{array}$$

## 4.アンケート 5.報酬改善状況

### ★アンケート結果→報酬改善の例（課題）

#### (3) 基礎報酬（低廉）の問題

→改善未了。

取り組み継続。

# 第2.日弁連の支援制度

P.175～

## 1. 日弁連による支援制度

- ・少年・刑事財政基金を財源とする。
- ・基金は、主に会員からの特別会費で賄われている。  
☞日弁連による刑事司法改革を財政的に支える役割

e x . 当番弁護士

## 2. 罪に問われた障がい者等の刑事弁護等支援制度 2023～

障がいを持つ被疑者・被告人を福祉に接続する弁護活動を支援

## 3. 国選弁護制度等の拡充及び刑事弁護活動の支援制度—7つの支援— 2024～

謄写費用の補填、勾留等阻止の成果特典、取調べ立会いに関する助成等、各種弁護活動を支援

## 4. 支援制度活用～国費化へ

支援制度を活用した、弁護活動の実績の積み上げ

→必要性・有効性を示し、国費支出の立法事実に。

→刑事司法改革へ（国選弁護報酬改善、逮捕段階国選弁護制度の実現、取調べ立会いの制度化など）

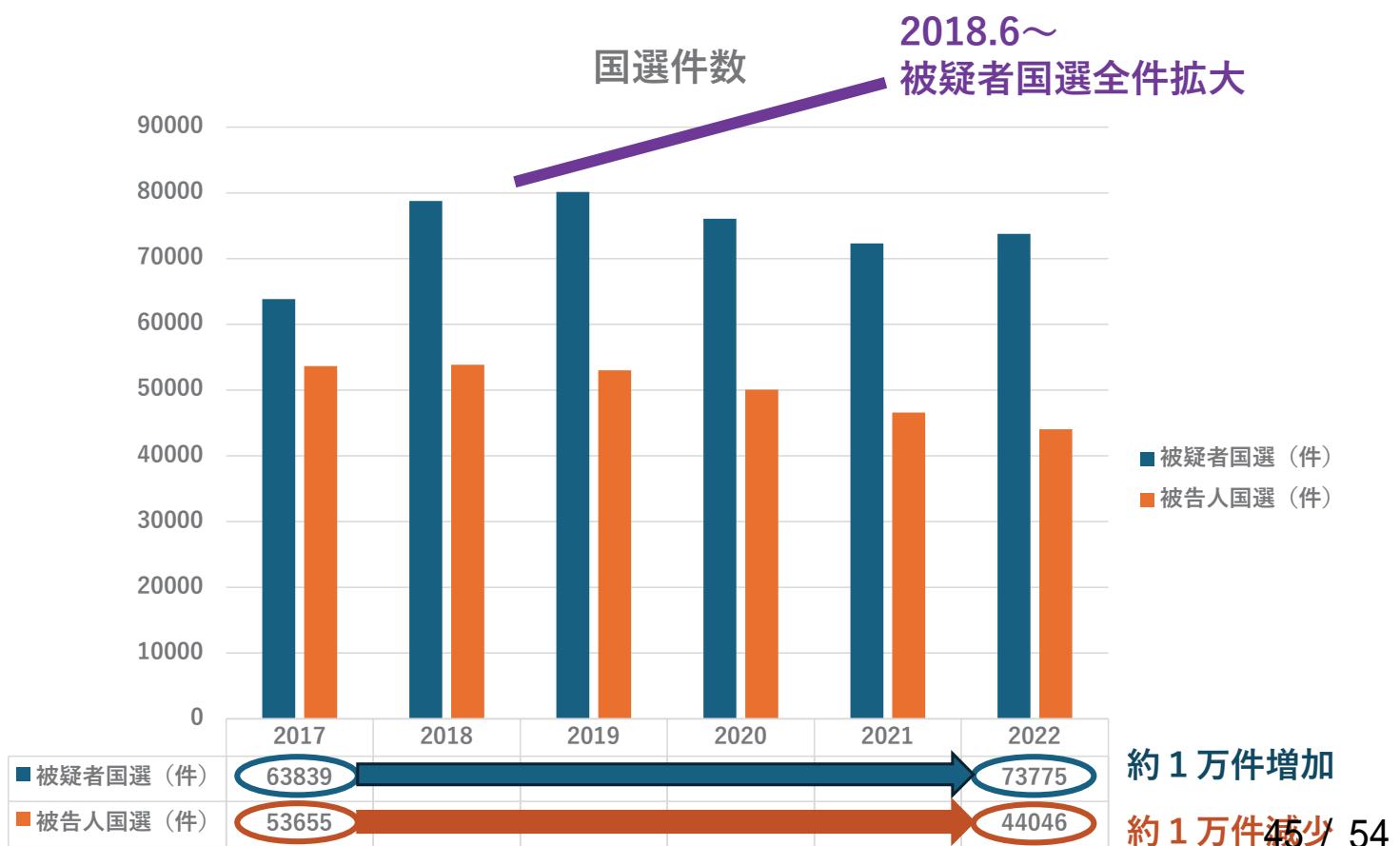
**積極的に支援制度をご利用ください！**

# 第3. 統計資料とその分析

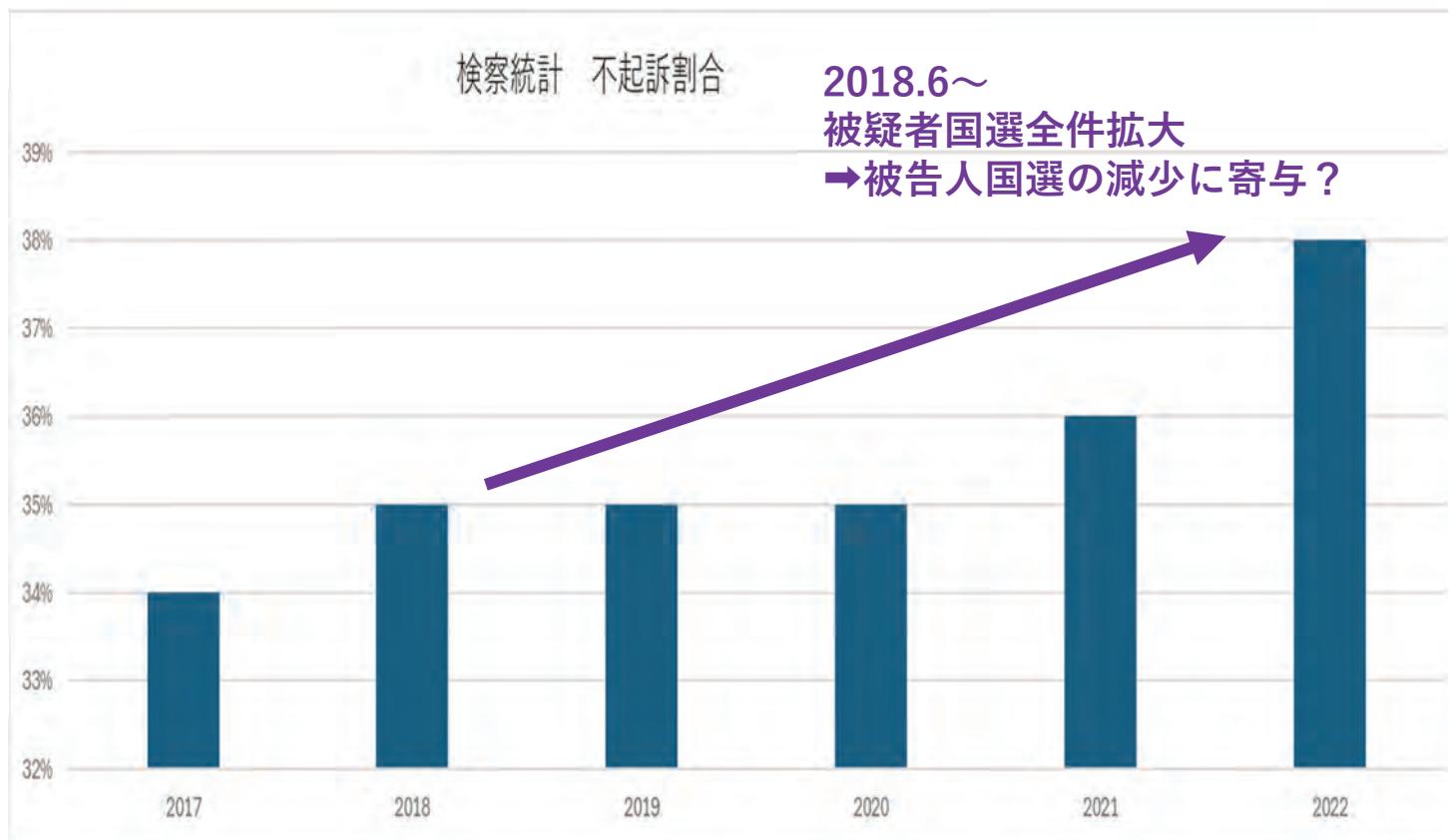
## (国選事件数、予算・決算)

P.179～

### 3、統計資料① 法テラス白書



### 3、統計資料② 檢察統計



### 3、分析

#### ● 2017年度と2022年度の国選件数の比較

- ・被疑者国選件数 約1万件増加 \* 2018.6～勾留全件拡大
- ・被告人国選件数 約1万件減少 \* ↑による不起訴割合増加

#### ●国選報酬基準額の比較

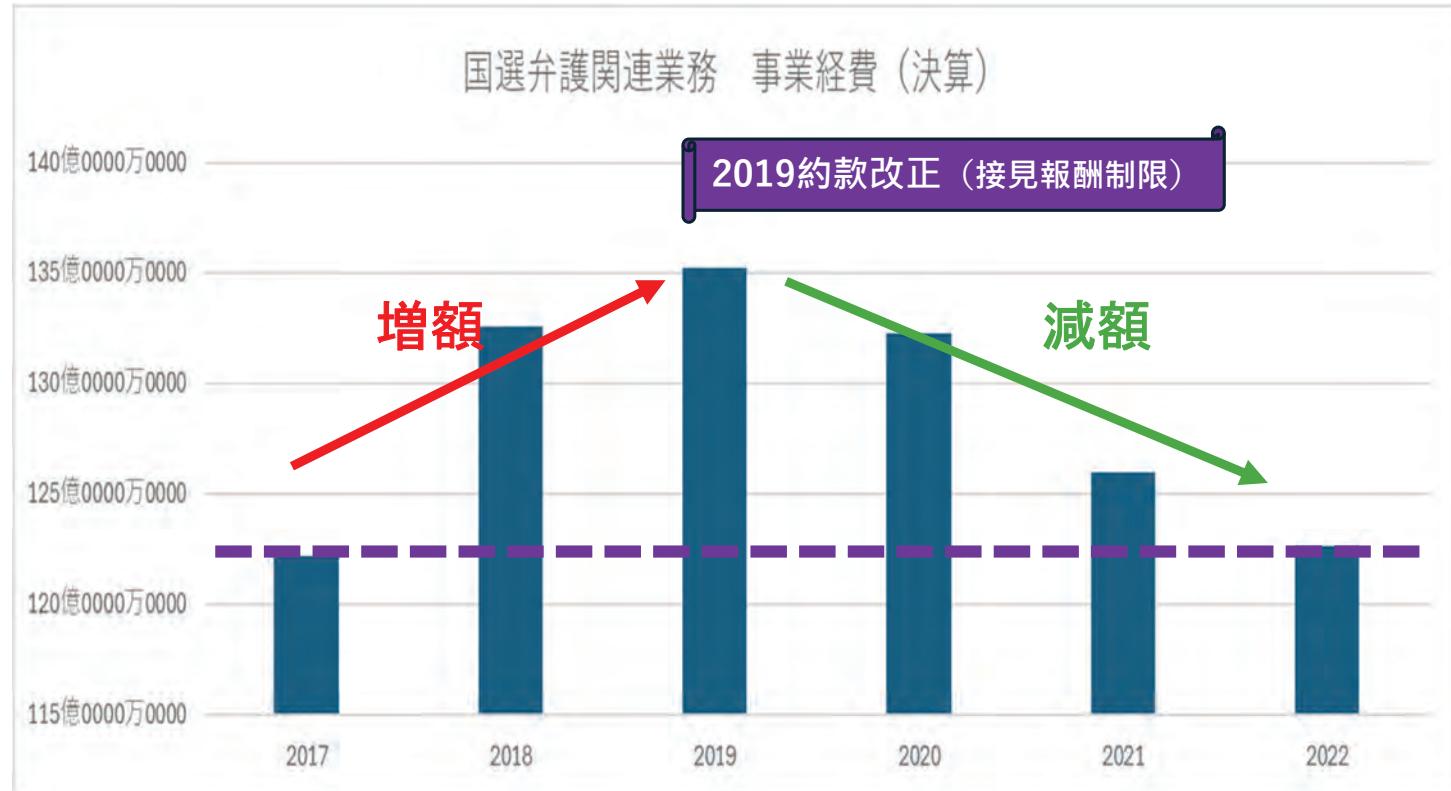
- ・被疑者国選基準額 10～11万円（20日勾留）
- ・被告人国選基準額 8～9万円（1回結審）



(推論)

被疑者国選の件数が増え、被告人国選の件数が減少することで予算増額の必要が生じる。

### 3、統計③ 法テラス財務諸表



結局、決算額は、元通りに…

### 3、分析⑦（結論）

結局のところ、Scrub&Buildで、報酬総額が調整され、維持されている実態が確認できます。



法テラス予算増額の要請の必要があります！

## 第4.報酬算定 不服申立運動

P.181～

不当な報酬体系を改善させるには

不服申立をしていきましょう。

書式もあるから簡単です

# 書式例 (被疑者) 1/2

P.182～  
P.184

法テラス埼玉 御中 (FAX 048-838-7236)	年 月 日
法テラス川越 御中 (FAX 049-242-5321)	弁護士 登録番号 (FAX _____ - _____ - _____)
<b>報酬及び費用の算定に対する不服申立書</b>	
(被疑者選)	
今般通知を受けました国選弁護報酬・費用の算定につき、約款に基づき、以下のとおり不服を申し立てます。	
事件番号 _____ 年 第 _____ 号	被疑者名 _____
通知日 _____ 年 月 日付	事件名 _____ 被疑事件
不服の対象となる算定項目	
<input type="checkbox"/> 報酬 ( <input type="checkbox"/> 通常報酬、 <input type="checkbox"/> その他加算報酬 ( )) <input type="checkbox"/> 費用 ( )	
不服の理由(不服の内容とその理由)	
<input type="checkbox"/> 下記参考例一覧 _____ のとおり <input type="checkbox"/> 算定方法に誤りがある <input type="checkbox"/> 算定基準が不当である <input type="checkbox"/> その他	
具体的な内容は以下のとおり(枠に収まらない場合は別紙に記載)	

## 書式例(被疑者)2/2

(参考例一覧)

R2.12 更新

- ① 勾留決定または勾留延長決定に対する準抗告が成果をあげたのに報酬に反映されないのは不當である。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり(例: 勾留延長に対する準抗告の結果、延長期間が短縮された。)。
- ② 弁護期間の算定方法が不當である。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり(例: 始期は初回接見日ではなく選任日とするべきである。鑑定留置期間も弁護期間に算定すべきである。)。
- ③ 基準接見回数を超える接見(いわゆる多数回接見)について、基準接見回数内の接見よりも低額となるのは不當である。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり。
- ④ 報告期限後の示談活動が報酬に反映されていない。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり。
- ⑤ 選任前の弁護活動が報酬に算定されていない。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり(例: 本件では、選任前の別件国選弁護活動中に行った示談活動につき、成果加算を認めるべきである。)。
- ⑥ 実質上の被害者との示談が考慮されていない。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり(例: 本件では形式的被害者と実質的被害者が異なる類型であるから、成果加算を認めるべきである。)。
- ⑦ 上記⑤のほか、示談の成果報酬の算定方法が不當である。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり(例: 本件では示談の必要性がある被害者全員との間で示談が成立している。)。
- ⑧ 接見禁止を解除させた場合に加算報酬を認めるべきである。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり。
- ⑨ 起訴にあたっての認定落ちがあるので、一部無罪に準じた加算報酬を認めるべきである。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり。
- ⑩ 弁護活動の結果不起訴処分になったにもかかわらず加算報酬が認められていない。詳細は上記「不服の理由」に記載したとおり。

## 各地の法テラスとの協議会で

- ・地方事務所所長の意見
- ・法テラス本部の意見

を確認できる

## 具体例（報酬算定見直し） P.185～190

- ・窃盗事案
- ・検察官の指示を受け、被害店舗でなく、盗品の売却先店舗との間で示談。  
(示談等加算の問題)

不服申立の内容	本部回答
和解契約成立の特別成果加算 報酬(示談等)を算定すべき。	A店を被害者とする窃盗被告事件の…被害者は同店となる。 …契約弁護士は…盗品の売却先であるB店との関係で示談活動を行い、示談を成立させた…。 <u>当初算定においては、盗品の売却先はいわゆる「被害者」に当たらないことを理由に実質的損害賠償の成果をあげたものとして算定した。</u>

\* 当初、形式的審査

## 具体例（報酬算定見直し）

(続)

不服申立の内容	本部回答
和解契約成立の特別成果加算報酬(示談等)を算定すべき。	しかしながら、本不服申立てを受け改めて調査したところ、 <u>盗品の売却先B店の経営主体は、窃盗の被害店舗A店と同じ会社であることが判明した</u> 。本件では、…同社を「被害者」とみて、「被害者」との間で私法上の和解契約成立として特別成果加算報酬を算定することが相当との結論に至った。 <u>よって、特別成果加算報酬(示談等)を2万円から3万円に修正する。</u>

\* 申立て後、実質的審査

⇒ 申立てにより、算定結果が見直された。

## 不服申立運動の成果

法テラスにて、

- ・ 不合理な報酬基準・実例を認識（問題意識）
- ・ 不合理事案の件数が集計される（資料化）

⇒ 報酬改善に繋がる！

# 第5.日弁連の取り組み (これから)

P.191～

## 1.国選本部の取り組み

◎国選報酬アンケート \*2025実施予定

●弁護活動の実態調査

主に**労力・所要時間**について、モニタリング調査を行う。

●調査方法

- ・一般会員から広く募集（全会員対象）

●目標

基礎報酬改善（抜本的な見直し・底上げ）

→そのための**根拠資料作り**

# 1.国選本部の取り組み

## ◎国選報酬アンケート \*2025実施予定

### ●調査内容 (一部・案)

弁護活動の記録 項目ごとに自動集計

日付	項目 【プルダウンで選択】	開始	終了	所要時間 (分)	備考 ※任意記入・項目「⑫その他」については記入必須
25. 4. 1	①	15:00	16:00	60	
25. 4. 2	⑤	11:00	11:30	30	被害者と示談交渉
25. 4. 2	⑤	11:30	11:45	15	示談書作成
25. 4. 2	⑤	13:00	15:00	120	示談書取交し（V宅へ訪問）
25. 4. 2	⑧	15:00	16:30	90	勾留取消請求書起案～申立て

<項目の例>

- ①接見（面会時間）
- ⑤示談交渉・被害弁償
- ⑧身体拘束関係手続（勾留取消申立）
- ⑫その他



自動で算定（総時間も）

# 1.国選本部の取り組み

## ◎国選報酬アンケート \*2025実施予定

### ●お願ひ

報酬改善には、**全体の底上げ（抜本的な見直し）**が必要！

→そのためには、**データ（根拠）の積み上げ**が必要不可欠

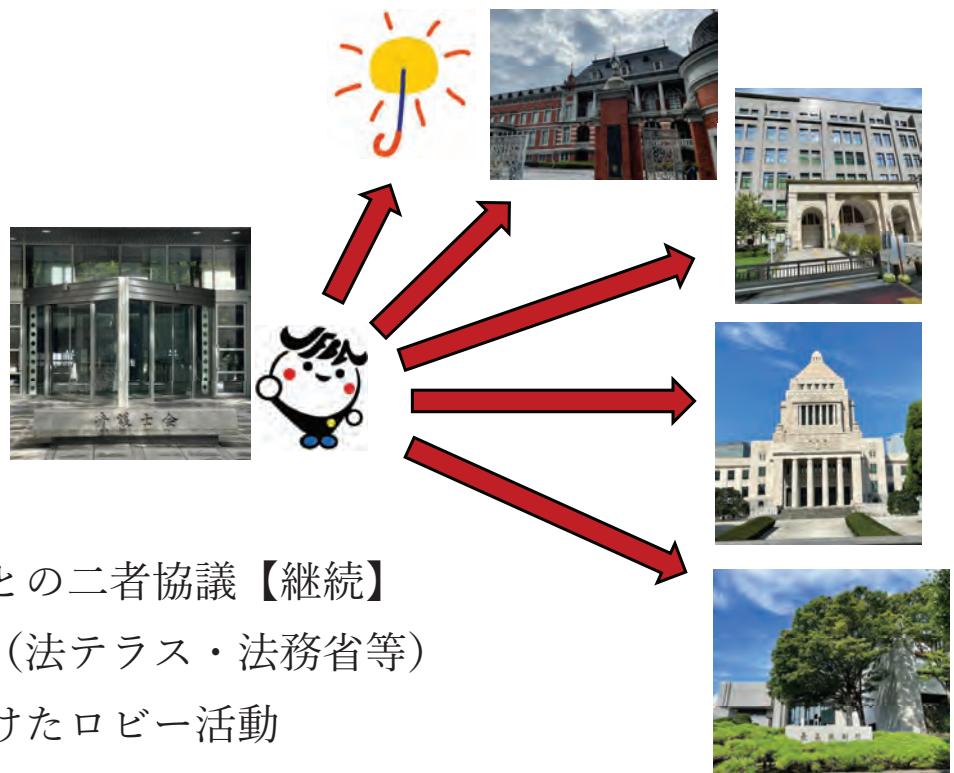
皆で力を合わせ、報酬改善を掴み取りたい！

皆様には、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

## 2. 日弁連の取り組み

### ◎ 対外的折衝

\* 国選シンポ案



## 3. その他

### <目標>

- ・国選報酬をテーマに据えたシンポジウム
- ・報酬改善の基礎資料の作成
  - ex. 上記アンケートや各種統計資料等を集積・分析
- ・国選報酬改善の宣言案・提言書の策定



報酬問題を大きく取り上げ、運動へ！